

株式会社メッセム 運送約款

最終改訂 平成 28 年 7 月 7 日

第 1 章 総則

【事業の種類】

第1条 株式会社メッセム（以下「当社」という）は運送の委託者（以下「委託者」という）の依頼のもと、主に自転車及び公共交通機関を利用した小口荷物運送サービス事業（以下「当サービス」という）を行います。

2. 当社は、前項の事業に附帯する事業を行います。

【事業の適用範囲】

第2条 当社の経営する当サービスに関する約款は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については法令または一般の慣習によります。

2. 当社は前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

【反社会的勢力の排除】

第3条 当社は暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、及びこれらに準ずる者（以下あわせて「反社会的勢力」という）の何れにも該当しません。

2. 当社は委託者及び当社の取引企業が反社会的勢力であることが判明した場合は、以降一切の取引を停止します。

第 2 章 運送業務

第 1 節 運送の引受け

【受付日時】

第4条 当社は受付日時を定め、当社のホームページ上に掲示します。

2. 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめホームページ上に掲示します。

【受付手段と配送伝票】

第5条 当サービスは次に掲げる手段によって受け付けるものとします。

- ① 当社への電話

- ② 当社のホームページからのインターネット受注
2. 荷物の運送を引き受ける時は、次の事項を記載した配送伝票を発行します。
 - (1) 委託者の氏名または名称、住所及び電話番号
 - (2) 荷受人の氏名または名称、住所及び電話番号
 - (3) 運送の扱い種別
 - (4) 当社の名称、住所、及び電話番号
 - (5) 実際に荷物を引き受けた当社所属のメッセンジャーの氏名
 - (6) 運賃その他運送に関する費用の額
 - (7) その他安全かつ円滑な運送に必要な事項
 3. 第1項の①において運送を引き受けるときは、当社指定の複写式伝票を利用し、第2項の第1号から第3号までは委託者が記載し、第4号から第15号までは委託者が記載します。
 4. 第1項の②において運送を引き受けるときは、インターネット受注画面を通じ、委託者が委託者所有のプリンターでA4普通紙に第2項の各号があらかじめ記載された配送伝票を印刷します。ただしプリンターが故障その他の原因で作動しない場合は第3項の方法により配送伝票を発行します。

【荷造り】

- 第6条 委託者は荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適する荷造りをしなければなりません。
2. 当社は荷物の荷造りが運送に適さないときは、委託者に対し必要な荷造りを要求し、又は委託者の負担により必要な荷造りを行います。

【荷物の内容物の点検】

- 第7条 当社は荷物の運送を引き受ける際に、荷物の内容物が運送に適さない疑いが生じた場合は、委託者の許可を得て、その立ち会いのもとで、これを点検することができます。
2. 当社は荷物の運送途中で荷物の内容物が運送に適さない疑いが生じた場合は、委託者への通知を試みた上で、これを点検することができます。
 3. 当社は第1項及び第2項の規定により点検をした場合において、荷物の内容物が運送に適していることが判明した場合は、これにより生じた損害の賠償をします。
 4. 第1項及び第2項の規定により点検をした場合において、荷物の内容物が運送に適さないことが判明した場合は、委託者への通知を試みた上で運送を中止し、状況に応じて適当な処分をします。また、その点検と荷物の処分に要した費用は委託者の負担とします。

【運送引受の不成立】

第8条 当社は次の各号の一に該当する場合には、運送の引き受けをしないことがあります。

- (1) 運送の申し込みがこの運送約款によらないものであるとき
- (2) 委託者が運賃の支払いをしないとき
- (3) 荷造りが自転車による運送に適さないとき
- (4) 委託者が第7条の規定による点検の同意を与えないとき
- (5) 当該運送に適する施設がないとき
- (6) 運送に関し、委託者から特別の負担を求められたとき
- (7) 委託内容が法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき
- (8) 荷物が火薬類その他の危険品、不潔な物品等であったとき
- (9) 天災その他やむを得ない事由があるとき
- (10) 委託者が第3条の規定による反社会的勢力であるとき
- (11) その他当社が運送に適当でないと認めたとき

【外装表示】

第9条 当社は、第5条第2項に掲げる事項を記載した書面を荷物の外装に張り付けた状態で運送を行います。

2. 当社は、委託者の申し出がある場合は、前項の規定に関わらず、書面と荷物を分けた状態で運送を行います。

【連絡運輸】

第10条 当社は、委託者の利益を損なわない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、運送することがあります。

第2節 荷物の引渡し

【荷物の引渡を行う日時】

第11条 当社は、配送伝票に記載もしくは当社のホームページに掲示された荷物の運送に要する所要時間内に荷物を引渡します。ただし、交通事情等により、所要時間を超過して引渡すことがあります。

2. 当社は、配送の種別ごとに設定された所要時間の実績平均値を当社のホームページに掲示します。

【荷受人以外の者に対する引渡】

第12条 当社は次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しをもって、荷受人に対する引渡しとみなします。

- (1) 荷受先が住宅の場合 その運送先における同居者又はこれに準ずる者
- (2) 荷受先が前号以外の場合 その管理者、従業員又はこれに準ずる者

【引渡しができない場合の措置】

第13条 当社は、次に掲げる理由により荷物の引渡しができない場合は、すみやかに委託者に連絡の上、その指図を求め、委託者から指図があるまでの間、メッセージャーが当社所定の方法にて荷物を携帯し、又は当社営業所で保管します。

- (1) 荷受人又は前条に規定する者が不在のとき
 - (2) 荷受先に表札及び表札に準ずるものがなく、荷受人を確知できないとき
 - (3) 荷受人が荷物の受け取りを怠り、若しくは拒んだとき
 - (4) その他特殊な事由が発生しているとき
2. 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は委託者の負担とします。
 3. 第1項の規定に関わらず、委託者から事前の指図があるときは、荷受人が荷物を収納する目的で用意された設備に荷物を収納することにより、荷受人に対する引渡しが完了したとみなします。

【引渡しができない荷物の処分】

第13条 当社は、相当の期間内に前条第1項に規定する指図がないときは、委託者に対し事前に通知を試みた上で、その指図を求めた日から1ヶ月経過する日まで荷物を保管した後、裁断、廃棄若しくは売却して処分することができます。ただし、荷物が変質または腐敗しやすいものである場合は、1ヶ月を待たずに処分することもあります。

2. 当社は、前項の規定により荷物を処分したときは、遅延なくその旨を委託者に対して通知することを試みます。
3. 第1項の規定により荷物の処分に要した費用は委託者の負担とします。

第3節 指図

【指図】

第14条 委託者は、当社に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2. 前項に規定する委託者の権利は、荷受人又は第12条に規定する者に荷物を引渡し

たときに消滅します。

3. 第1項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、委託者の負担とします。

【指図に応じない場合】

第15条 当社は、運送上の支障が生じる恐れがあると認める場合には、委託者の指図に応じないことがあります。

2. 当社は、前項の規定により指図に応じない時は、遅延なくその旨を委託者に通知します。

第4節 事故

【事故の際の措置】

第16条 当社は、荷物の滅失を発見したときは、遅延なくその旨を委託者に通知します。

2. 当社は、荷物に著しいき損その他の損害を発見したとき、又は荷物の引渡しが予定日時より1時間以上遅延（以下「著しい遅延」という）すると判断したときは、遅延なく委託者に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
3. 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、委託者の利益のために、その運送を中止し、返送その他適切な処分をします。
4. 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅延なくその旨を委託者に通知します。
5. 第2項の規定に関わらず、当社は運送上の支障が生じると認める場合には、委託者の指図に応じないことがあります。
6. 当社は前項の規定により指図に応じないときは、遅延なくその旨を委託者に通知します。
7. 第2項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分または第3項の規定による処分に要した費用は、荷物のき損その他の損害又は遅延が委託者の責任によるときは委託者の負担とし、その他のときは当社の負担とします。

【事故証明書の発行】

第17条 当社は荷物の滅失に関し証明の請求があったときは、荷物の引渡予定日から1ヶ月以内に限り、その旨の証明書を発行します。

2. 当社は、荷物のき損又は遅延に関し証明の請求があったときは、荷物を引渡した日から14日以内に限り、その旨の証明書を発行します。

第5節 料金等

【料金の収受】

第18条 当社は、荷物を引き受けるときに当社所定の運送に関わる料金（以下「料金」という）を委託者から収受します。

2. 当社は前項の規定に関わらず、荷物を引渡すときに料金を荷受人から収受することを認めることがあります。
3. 当社は第 1 項の規定に関わらず、荷物の運送が完了した後に料金を委託者から収受することを認めることがあります。
4. 料金は当社のホームページに掲示します。

【料金の払い戻し等】

第19条 当社は天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって荷物の滅失、著しいき損、著しい遅延又は荷物の内容が第三者に知られたことによる損害が生じたときは、その料金を払い戻します。この場合において、当社が運賃等を収受していないときは、これを請求しません。

【中止手数料】

第20条 当社は委託者から荷物を引受ける前に運送の中止の指示を受けた場合には、中止手数料を請求することがあります。ただし、メッセージャーが手配される前までに運送が中止されたときは、この限りではありません。

第 6 節 責任

【責任の始期】

第21条 荷物の滅失、き損についての当社の責任は、荷物を委託者から引受けた時に始まります。

【責任と挙証】

第22条 当社は自己又は使用人そのた運送のために使用した者が、荷物の引受け、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損、著しい遅延又は荷物の内容が第三者に知られたことによる損害についての損害賠償の責任を負います。

【免責】

第23条 当社は次の事由による荷物の滅失、き損、著しい遅延又は荷物の内容が第三者に知られたことによる損害については、損害賠償の責任を負いません。

- (1) 荷物の材質、包装又は封緘方法の不備、血管、自然の消耗

- (2) 荷物又はこれに内包された物の性質による発火、爆発、変色その他これに類似する事由
- (3) 予見できない交通障害
- (4) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨その他の天災
- (5) 委託者が記載すべき配送伝票の記載事項の記載過誤その他委託者又は荷受人の故意又は過失

【引受制限荷物等に関する特則】

第24条 第7条第7項に該当する荷物については、当社は、その滅失、き損、遅延又は荷物の内容が第三者に知られたことによる損害について責任を負いません。

2. 第7条第8項に該当する荷物については、当社がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当社は荷物の滅失、き損、遅延又は荷物の内容が第三者に知られたことによる損害について責任を負いません。
3. 壊れやすいもの、折り曲げてはいけないもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、委託者がその旨を当社に通知せず、かつ当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた荷物の滅失又はき損について損賠賠償の責任を負いません。

【責任の特別消滅事由】

第25条 荷物のき損についての当社の責任は、荷物を引渡した日から14日以内に委託者あるいは荷受人が通知を発しない限り消滅します。

2. 前項の規定は、当社がその損害を知って荷物を引渡した場合は、これを適用しません。

【損害賠償の額】

第26条 当社は個人情報を含む荷物の内容が第三者に知られたことによる損害については当社が加入する個人情報漏洩保険を担保とし、3千万円を上限として賠償します。それ以外の荷物の滅失、き損、著しい遅延、荷物の内容が第三者に知られたことによる損害については100万円の範囲内で賠償します。

【連絡運輸の際の責任】

第27条 当社が10条の規定により、他の運送機関と連絡して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当社が負います。

【委託者の賠償責任】

第28条 委託者は荷物が第8条第7項、第8条第8項あるいは第8条第10項に該当してい

ることを秘して当社に運送を委託し、その結果、当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。

【裁判管轄】

第29条 本約款にもとづく運送業務に関して当社と委託者との間で発生した紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上